

平成28年度
第2回 明石市都市計画審議会

議 事 録

<HP公開用>

日時：平成29年2月17日（金）午後3時00分～

場所：明石市議会棟大会議室

平成28年度 第2回明石市都市計画審議会

日時：平成29年2月17日（金）午後 3時00分～

場所：明石市議会棟大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選出

3 議 題

(1) 議案事項

議案第1号 東播都市計画土地区画整理事業（西明石土地区画整理事業）の変更〔明石市決定〕

議案第2号 東播都市計画道路（3.5.523号鳥羽中央線ほか1路線）の変更について〔明石市決定〕

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員（16名）

安 田 会 長

水 野 副会長

三 輪 委 員

西 海 委 員

嶋 本 委 員

国 出 委 員

辻 本 委 員

中 西 委 員

宮 坂 委 員

三好委員
藤田委員
眞鍋委員

伊藤委員(代理)
橋本委員

元川委員(代理)
小野委員

○出席幹事（5名）

宮脇幹事
鈴見幹事

北條幹事
山本幹事

舟橋幹事

第2回明石市都市計画審議会

平成29年2月17日

午後3時00分～

明石市議会棟大会議室

(開会15時00分)

○(事務局) それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第2回明石市都市計画審議会を開催いたします。

皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして資料の確認を行いたいと思います。お手元の資料をご確認ください。本日お手元には、配席図、A4のものを1枚お配りしております。なお、次第、委員名簿、議事に関する資料は事前にお届けしております。事前配付の資料も含めまして、過不足等はありませんでしょうか。

ないようですので、進めさせていただきます。

それでは、続きまして、本日の出席状況をご報告いたします。本日は、森本委員がご都合によりご欠席との連絡を受けております。委員総数17名のうち、16名のご出席ですので、明石市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、当審議会は成立しております。

それでは、ここからの進行は安田会長にお願いしたいと思います。

安田会長、お願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。それでは、早速ですけれど会議を始めたいと思います。お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

2番目でございますが、「議事録署名人の選出」でございます。この件につきましては、審議会運営要領によりまして、私のほうから指名させていただくことになって

おります。本日は宮坂委員さん、それから、小野委員さん、お二人にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、本審議会の公開、非公開についてですが、本会は、審議会運営要領によりまして原則公開となっております。本日の会議におきまして議題と供されますものは、会議を公開することにより、個人情報保護及び公正又は円滑な議事運営が損なわれる恐れがないと認められますので、会議を公開としたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○会長 それでは、本審議会を公開といたします。傍聴者の方がおられましたら入場を認めますので、本日の傍聴者につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

○(事務局) 本日の傍聴者は5名です。これよりご案内いたしますので、しばらくお待ちください。

(傍聴者入場)

○会長 それでは、会議を再開いたします。

議事次第の「3議題」に入らせていただきます。お手元の会議次第にございますように、本日は議案事項が2件ございます。ご審議いただく案件につきましては、いずれも明石市決定分で、去る10月21日の本審議会におきまして事務局から事前説明を受け、ご議論いただいた案件でございます。

それでは、それぞれの案件について事務局より説明を受け、その後、ご意見等をいただきたいと思います。

まず、議案第1号、東播都市計画土地区画整理事業（西明石土地区画整理事業）の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

○区画整理課 初めに、お手元にお配りしております議案書の確認をお願いいたします。表紙の左肩に議案第1号と記載しているものでございます。

1枚めくっていただきますと、1ページと2ページに計画書、3ページに理由書、4ページに変更前後対照表、5ページに変更前後対照図、6ページに位置図、7ページが計画図でございます。

また、前面のスクリーンに随時、関連する図面等を映しますので、ご参照いただければと思います。

本案件は、先ほど会長からありましたように、前回の当審議会におきまして既に説明をさせていただき、ご議論いただきました案件でありますので、詳細の説明につきましては省略をさせていただきます。

それでは、表紙の議案第1号をご覧ください。

議案第1号、明都議第1号、平成29年1月26日、明石市都市計画審議会会長安田丑作様、明石市長泉房穂、東播都市計画土地区画整理事業（西明石土地区画整理事業）の変更〔明石市決定〕、みだしのことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

恐れ入りますが、6ページの位置図をお開きください。

当該変更する土地区画整理事業はJR西明石駅の北側で、北西約1.4キロメートルから東約1.5キロメートルの区域に位置しております。

次に、5ページの変更前後対照図をお開き願います。

黄色で着色しております区域は、前回ご説明させていただきましたとおり、過年度において民間開発や公的開発により、既に市街化された区域でございます。変更前の地区面積が207.8ヘクタール、変更後の黄色の区域を除いた面積は148ヘクタールでございます。

次に、3ページの理由書をお開きください。

変更理由は理由書に記載のとおり、区画整理事業未施行区域においても、民間開発等に合わせて道路や上下水道など、一定の公共施設が整備され、宅地利用が進んでいる状況にあることから、土地区画整理事業の必要性、実現性が低下しているため、未

施行区域を廃止するものでございます。

以上が、今回、都市計画変更をしようとする内容でございます。

次に、事前説明のときにご質問をいただき、未回答となっております、未施工区域内の宅地の接道の件につきまして補足をさせていただきます。

恐れ入りますが、前面のスクリーンをご覧ください。

区域内の道路の状況でございますが、建築基準法第42条1項道路の割合は全体の81%、42条2項道路の割合は6%、42条該当外の割合は13%でございます。

参考までに、西明石土地区画整理事業区域外ではありますが、直近西側の青色で着色している区域と比較いたしますと、道路の割合は同等以上となっております。

以上、ご報告をさせていただきます。

最後に、この変更案につきましては、昨年11月に県へ同意協議を行い、12月12日付で同意の回答を得ております。また、去る1月10日から1月24日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、縦覧者、意見書の提出は共にございませんでした。なお、同期間中、明石市のホームページにおきまして「東播都市計画一部変更案の縦覧に関するお知らせ」を掲載いたしましたところ、アクセス回数は129回でございました。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がございましたら、どうぞよろしく願います。

前回の事前説明のときの質問事項についても、先ほどの説明の中で新たに説明を加えていただいております。

ご質問、ご意見、よろしゅうございますか。

それでは、特にご意見、ご質問はないというふうに判断させていただきます。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号、東播都市計画土地区画整理事業（西明石土地区画整理事業）の変更〔明石市決定〕の案件でございますが、案のとおり議決することで、ご異存ございませんか。

（「異議なし」の声）

○会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり議決させていただき、その旨を市長に答申いたします。

続きまして、議案第2号、東播都市計画道路（3.5.523号鳥羽中央線ほか1路線）の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

○都市計画課 議案第2号、東播都市計画道路（3.5.523号鳥羽中央線ほか1路線）の変更について、ご説明をさせていただきます。

なお、議案第1号、東播都市計画西明石土地区画整理事業の変更と同様に、前回の当審議会におきまして既にご説明をさせていただき、ご議論いただきました案件でありますことから、詳細の説明につきましては省略させていただきますことをご了承願います。

それでは、ここからは座っての説明とさせていただきます。

お手元の議案第2号の資料をご覧ください。

明都議第2号、平成29年1月26日、明石市都市計画審議会会長安田丑作様、明石市長泉房穂、東播都市計画道路（3.5.523号鳥羽中央線ほか1路線）の変更〔明石市決定〕、みだしのことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

次のページをご覧ください。

1ページが計画書となっております。

1枚めくっていただきまして、次、2ページが理由書となります。

変更の理由ですが、2ページ上段にございますように、東播都市計画西明石土地区画整理事業の一部廃止に伴いまして、長期未着手の都市計画道路について社会経済状

況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行うものです。

以降、資料 3 ページが変更の前後対照表、4 ページが位置図、5 ページが変更計画図となっております。

前回の当審議会においての説明から変更はございませんが、改めて簡単に内容をご説明させていただきます。説明は前面のスクリーンで行いますので、前方の画面をご覧ください。

画面上、Aで示される区間は鳥羽中央線の中谷山鳥羽新田線との接続部分の隅切りです。今回、接続する中谷山鳥羽新田線の廃止に伴い、鳥羽中央線の隅切り部分を廃止いたします。

次に、中谷山鳥羽新田線です。

画面上、B-1で示される区間は、中谷山鳥羽新田線の南側の区間になります。

画面上、B-2で示される区間は、同じく中谷山鳥羽新田線の北側の区間になります。

B-1、B-2でお示しいたしました中谷山鳥羽新田線につきましては、全区間約985メートルを廃止いたします。

以上の議案第2号の都市計画の案につきまして、議案第1号、東播都市計画西明石土地区画整理事業の変更と同様に、平成29年1月10日から1月24日までの2週間、公衆の縦覧に供しました。その結果、窓口での縦覧者はございませんでした。また、ホームページのアクセス数は149件でした。

なお、これについて正式な意見書の提出はございませんでした。1件、郵送で匿名意見の提出がございましたが、住所、氏名の記載がなく、手続上要件を満たしていないため、今回、参考意見として扱うこととしております。

この参考意見についての要旨をご説明いたします。お手元資料1の2ページをご覧ください。

ください。

この参考意見の要旨は、鳥羽新田安心コミュニティプラザから国道2号線までの道（市道西明石40号線）は狭く危険なため、中谷山鳥羽新田線は廃止するべきではない。

近年、JR山陽本線中谷第1踏切も拡幅され、中谷西交差点の交通量が増大している。また、宅配業者の車両も増え、危険性が増大している。

小久保1～6丁目は道路・公園の整備が進んでいるが、藤江（旧中谷町）は整備が進んでいない。緊急車両の通行も困難であると感じる。

当初計画の中谷山鳥羽新田線は住宅街や西明石市場を通過するため、整備が困難であったと考えられるが、現状当該地域については空地・空き家が増加しており、また、当初計画線では中谷西交差点に接続をしていないため、国道2号線部分での混雑が予想されるが、都市計画道路の線形を変更し、市道西明石40号線を拡幅することも考えられるというものです。

これに対しまして、市といたしましては、このたびの都市計画道路の廃止は、市内全域を対象とした将来交通量の算定に基づき抽出をされたものです。算定の結果、中谷山鳥羽新田線は都市計画道路ネットワークの中で必要性が認められなかったため、廃止するものです。

なお、狭あい道路の拡幅については、市内のほかの路線と同様に、部分的な問題につきましては、自治会等の要望に基づき現状を確認し、自治会とも協議の上、必要な対応をまいりますと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 ただいま説明がございました議案第2号について、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今、事務局の説明の中にございましたけれども、縦覧の結果、意見書としては出されておられませんけれども、住所、ご氏名がないということで、ある意味、形式

要件を整われていないということで、参考意見として、今、紹介を受けましたので、そのことも経た上で、ご質問、ご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員 理由書の6行目からなんですけれども、当該路線に求められている機能が周辺道路により確保されていることから、中谷山鳥羽新田線を廃止するということでございます。確かに、この道の東西に関しましては、それを補完する意味での道路はあるとは思いますが、確かに南北を通行する際には、そういう道路を利用すればということは理解できるんですけれども。ただ、反面、先ほどの匿名の意見書にもあるように、狭い道路というのには変わりはありません。

これは以前、私もちょっと意見を言いましたけれども、要するに、その状態というのは余り変わりなくて、市の考え方としては、狭い道路の拡幅については市内のほかの路線と同様に、部分的な問題につきましては自治会等の要望に基づき、現状を確認し、自治会とも協議の上、必要な対応をするというふうに書かれておりますので、ぜひこの点、意見ですけれども、今後、やはり地元の自治会のほうから、事前のアンケート等では、この道についてはほとんど意見がなかったというふうには聞いておりますので。

ただ、こういう状況というのが、この意見書にもありますように、やはり狭いということには変わりありませんし、その沿線道路の人の、市民の皆さんのいろんな利便性、安全確保という点から考えましたら、やはり狭い道路につきましては非常に不便もありますし、危険性もあると思いますので、今後、地元の自治会ともしっかりと協議をしていただいて、改善すべきはしていただきたい。このことを一つ意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○会長 ご意見として承ればよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 はい、わかりました。

ほか、ご意見ございませんか。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかにご意見、ご質問はないというふうに判断させていただき、お諮りさせていただきます。

議案第2号、東播都市計画道路（3.5.523号鳥羽中央線ほか1路線）の変更〔明石市決定〕案件でございます。案のとおり議決することで、ご異存ございませんか。

（「異議なし」の声）

○会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり議決させていただき、その旨を市長に答申いたします。ありがとうございます。

以上で、本日の議題は終了です。

続きまして、「4その他」としまして、事務局から報告事項等ございましたらお願いいたします。

○都市計画課 都市計画に関しまして、その他、本日は特段報告することはございません。

以上でございます。

○会長 委員の皆さんからも、特にごございませんね。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆様におかれましては、慎重にご審議をいただきまして、ありがとうございます。

これをもちまして、閉会といたします。

（閉会15時24分）